

総 社 市 行 政 改 革 大 綱

(平成17年度～平成21年度)

平成18年3月

総 社 市

目 次

1	大綱策定の趣旨基本方針	1
2	計画期間	1
3	行政改革推進上の主要事項	1
(1)	事務事業の再編・整理, 廃止・統合	1
①	市行政の果たすべき役割の明確化	1
②	行政サービスの受益と負担の見直し	1
③	規制緩和の推進	2
④	行政需要・行政課題の把握及び地域協働の推進	2
⑤	民間委託等の検討（指定管理者制度の活用を含む。）	2
⑥	補助金等の整理合理化	2
⑦	環境問題に対応した事務事業の推進	2
(2)	地方分権に対応した組織・機構の見直し	3
(3)	定員管理及び給与の適正化の推進	3
(4)	人材の育成及び確保	4
(5)	行政の情報化の推進等による行政サービスの向上	4
(6)	行政の公正の確保と透明性の向上	4
(7)	経費の節減合理化等財政の健全化	4
(8)	公共施設の管理運営	4
(9)	公共工事関係	4
(10)	出資法人の見直し	4

1. 大綱策定の趣旨

平成17年(2005年)3月22日, 総社市, 山手村, 清音村の1市2村が合併し, 新「総社市」が誕生した。合併により充実された行財政基盤やスケールメリットを最大限に活用した新しいまちづくりが望まれている。

合併はそれ自体が大きな行政改革である。しかしながら, 少子・高齢化の進行や社会構造の変化による行政ニーズの変容など, 本市を取り巻く状況は依然として厳しいものがある。

更に, 三位一体改革による地方交付税や補助金の削減により, これまで以上に厳しい財政状況になることが予想され, 義務的経費や債務残高の増加の影響が大きくなるものと思われ, 合併後に取り組む行政改革の進展がその後の市政の行方を左右するものといっても過言ではない。

合併は行政改革のスタートであると認識し, 新しく誕生した「総社市」の市民一人ひとりが, 「住んでよかった」, 「住み続けたい」と真に実感のできるまち, また, 行政サービスの向上と子供たちに未来を託すことができる新しい「総社市」をつくるために, 行財政全般にわたる聖域なき見直しを行うとともに, 「総社市行政改革大綱」を策定し, さらなる改革を推進する。

2. 計画期間

行政改革の計画期間は, 平成17年度から21年度までの5年間とする。

なお, 行政改革を実施するにあたっては, 実施計画を別に定め, 数値目標を可能な限りすべての分野に設定し, 的確な進行管理を行うとともに, その実施状況については, 広報紙及びその他の方法により公表するものとする。

3. 行政改革推進上の主要事項

(1) 事務事業の再編・整理, 廃止・統合

① 市行政の果たすべき役割の明確化

行政が真に責任を持つべき領域を再点検し, 行政関与の必要性, 受益と負担の公平性の確保, 行政の効率化や効果等に配慮し, 事務事業の整理, 合理化に努める。

② 行政サービスの受益と負担の見直し

使用料, 手数料などの各種受益者負担金等について, 社会経済情勢を考慮するなど, 適正化を図る。

③ 規制緩和の推進

許認可等の規制について、民間活力の維持向上、住民負担の軽減、行政事務の簡素化等の観点から廃止、緩和等の見直しを図るとともに、事務手続の簡素化、処理日数の短縮化等を図る。

④ 行政需要・行政課題の把握及び地域協働の推進

複雑多様化する行政需要や新たな行政課題を的確に把握し、本市としての実施すべき施策の適正な選択を図るため、市民の参画の下に行政の意思決定を行う。

また、地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現するため、住民や住民が参加する団体などが行う公共的サービスの提供の取組みについての連携・協力を図ることについて、職員の意識改革やその体制について検討する。

⑤ 民間委託等の検討（指定管理者制度の活用を含む。）

行政運営の効率化、住民サービスの向上等を図るため、民間委託等の実施が適当な事務事業については、本市の適正な管理監督のもとに行政責任の確保、住民サービスの維持向上等が図られることに留意しつつ、民間委託等を推進する。

また、公の施設の管理運営のあり方を検証し、指定管理者への移行や施設の廃止等も含め検討を行うとともに、市が直接サービスを実施する場合であっても、効率的かつ効果的なサービスの実施に努める。

⑥ 補助金等の整理合理化

各種補助金等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、費用対効果等を精査の上、廃止、統合、又はメニュー化等により抜本的な整理合理化を図る。また、補助金等の新設は極力抑制することとし、新規の補助金等を設ける場合にあっても、既定の補助金等の整理を図るほか、終期を設定するとともにP D C Aサイクルに則った不断の見直しを行うことにより、補助金等の総額の抑制に努める。さらに、補助金等に係る事務手続きについても、極力簡素化を図る。

⑦ 環境問題に対応した事務事業の推進

事務事業に関する温室効果ガスの抑制等の措置を一層講じるとともに、環境問題への取組みの推進等を目的として、I S O 1 4 0 0 1の継続実行を図り、環境問題に対応した事務事業の推進を図る。

(2) 地方分権に対応した組織・機構の見直し

少子高齢化の進展，地方分権の推進等，社会経済情勢が変化する中で，新たな行政課題及び市民の多様なニーズに限られた人員で対応するため，簡素で効率的な組織の構築を目指す。

(3) 定員管理及び給与の適正化の推進

今後，住民ニーズの高度化，多様化に伴って増加する行政需要に対して，地方公共団体が弾力的かつ的確に対応していくためには，スクラップ・アンド・ビルドの徹底等による適正な定員管理を一層推進することが急務である。多様な住民ニーズに即応した行政サービスの展開を図るため，次の諸点に留意の上，適正な定員管理を推進するとともに，併せて給与についても引き続きその適正化を推進する。

ア 適正な定員管理を一層推進するため，数値目標を設定した定員適正化計画を策定する。定員管理に当たっては，事務事業の見直し，組織・機構の簡素合理化，民間委託，OA化，地域協働の推進などを進め，極力職員数の抑制に取り組むとともに，真に必要とされる新たな行政需要に対しても，可能な限り職員の配置転換によって対処する。

イ 給与については，給与水準の是正，給与制度及びその運用の適正化を推進するとともに，制度の趣旨を考慮し，特殊勤務手当等についても支給対象及び支給基準等を精査し，適正化を図る。

また，各部署において事務量の平準化を図っているが，時期的な業務や突発的な業務のために超過勤務を行う場合においても，課相互間の応援体制の整備，計画的な事務の執行及びOA化の推進等により，時間外勤務の削減を図る。

ウ 福利厚生事業についても点検・見直しを行い適正な事業を実施する。

エ 定員管理・給与等の状況については，住民の理解と協力を得るため，積極的に公表を推進する。

(4) 人材の育成及び確保

市が市民の負託に応え，その使命を全うするためには，長期的視野に立った職員的能力開発等を推進する必要がある。

したがって，時代に対応できる政策形成能力や創造的能力，法務能力等を有する人材を育成するため，人材育成基本方針に基づき，明確な研修目標のもと，職場における実務研修や研修所等における研修等効果的な研修を計画的に推進する。

(5) 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上

行政の効率化や住民に対する行政サービスの向上を図るため、高度情報通信技術の進展に対応して、セキュリティとともに個人情報の保護に十分配慮しながら行政の情報化を進めるとともに、ファイリングシステムによる文書管理の質的向上を図り、部、課及び係を越えて情報を共有し縦割り組織の弊害を無くして柔軟性に富んだ政策形成を図る。

また、事務事業のシステム化、ネットワーク化等を図るなど、各種システムの整備やデータベースの構築等を推進する。

(6) 行政の公正の確保と透明性の向上

行政手続制度の適正な運用を図るとともに手続きの簡略化や処理日数の短縮等を検討するほか、情報公開に関する施策の充実を図り、情報公開を総合的に推進していくよう努める。

(7) 経費の節減合理化等財政の健全化

経費全般について徹底的な見直しを行い、その節減合理化を図るとともに、予算の厳正な執行を図るよう、特に留意する。また、地方税の課税客体、課税標準等の的確な把握、滞納整理の着実な実施等により徴収率の向上を図るとともに、その他の収入についても受益者負担の適正化や徴収率の向上等に努めるなど、自主財源の確保に努力する。

(8) 公共施設の管理運営

公共施設の管理運営に当たっては、よりよいサービスを効果的に住民に提供するため、指定管理者制度の活用やボランティア等との協力関係の構築を積極的に推進する。また、既存施設の有効活用や多面的利用についても検討する。

(9) 公共工事関係

公共工事について、適切な設計、予定価格の設定等を行うなどコストの縮減に取り組むほか、入札・契約手続きとその運用について、指名競争入札の手続きの透明性と公平性の確保、適切な入札方式の採用等、その一層の改善を進める。

(10) 出資法人の見直し

市が出資を行っている法人についても、経営健全化等を推進するとともに、運営の透明性の向上、組織機構のスリム化に向けた取組みを行う。